

**尾張西部ごみ処理広域化事業
環境アセスメント等業務委託**

プロポーザル実施要領

2025年10月

一 宮 市

1 公募型プロポーザルの実施について

一宮市及び稲沢市は、国の方針に沿って愛知県が作成した「ごみ処理広域化・集約化計画」を基に、1999 年 7 月「尾張西部ごみ焼却処理等広域化ブロック会議」を設立し、ごみ処理の広域化に向けて調査・研究をしてきました。

一宮市及び稲沢市のごみ焼却施設が共に供用開始後 20 年以上経過し、更新を検討する時期となる中で、2022 年 10 月 20 日開催の両首長出席のブロック会議において、前向きにごみ処理の広域化を検討するなど 4 項目について合意し、同年 12 月 22 日に公表しました。

以上の状況を踏まえ、一宮市及び稲沢市は、2023 年度及び 2024 年度の 2 か年で「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」を策定しました。

この要領は、一宮市環境センターの敷地内での発電付きごみ焼却処理（熔融処理を含む。）施設（以下「ごみ焼却施設」という。）及び不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別施設（以下「破碎・選別施設」という。）の建設と 2034 年度内の供用開始に向けて、一宮市が「尾張西部ごみ処理広域化事業環境アセスメント等業務」（以下「業務」という。）を委託するにあたり、業務を実施する業者には豊富な経験及び高度な専門知識が要求されることから、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により最適な受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 業務に関する事項について

(1) 業務委託名

尾張西部ごみ処理広域化事業環境アセスメント等業務委託

(2) 業務内容

ア 環境アセスメント業務（都道府県・政令市の環境影響評価条例に基づく環境影響評価の配慮書手続から評価書手続まで一連の業務をいう。以下、同じ。）

イ 都市計画決定手続支援業務

ウ 施設整備基本計画策定業務

エ PFI 等導入可能性調査業務

オ その他関連する業務

詳細は、尾張西部ごみ処理広域化事業環境アセスメント等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 業務委託期間

国の交付金内示日の翌日（交付金決定内示日は、2026 年 4 月 1 日以降の予定）から 2030 年 3 月 28 日まで

(4) 契約金額の上限金額(契約時の予定価格を示すものではない。)

2 億 2,712 万 1,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)

契約金額の上限金額に係る各業務の内訳は、次のとおりとする。

ア 環境アセスメント業務 1 億 8,344 万円

イ 環境アセスメント業務以外の業務 4,368 万 1,000 円

(5) プロポーザル選定委員会庶務担当

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地 環境センター
一宮市環境部施設管理課 (プロポーザル選定委員会庶務担当)

電話 : 0586-48-5383

電子メールアドレス : skanri@city.ichinomiya.lg.jp

3 プロポーザルの参加資格について

プロポーザルに参加する業者に要求される資格 (以下「参加資格」という。) は、以下のとおりとする。

(1) 2014 年度以降に元請会社として、地方公共団体が委託する以下の業務の完了実績を有すること。

ア ごみ焼却施設に係る環境アセスメント業務

イ ごみ焼却施設に係る都市計画決定手続支援業務

ウ ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る施設整備基本計画策定業務

エ ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る PFI 等導入可能性調査業務

(2) 業務の管理技術者として、以下の要件を満たすものを配置可能であること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める技術士 (総合技術監理部門 建設—建設環境に関する専門分野)、技術士 (建設部門 建設環境に関する専門分野)、技術士 (環境部門 環境影響評価に関する専門分野)、技術士 (総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野) 又は技術士 (衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野) の資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が委託する以下のいずれかの業務に、管理技術者として従事し完了した実績を有すること。

(ア) ごみ焼却施設に係る環境アセスメント業務

(イ) ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る施設整備基本計画策定業務及び PFI 等導入可能性調査業務

(3) 業務の照査技術者として、以下の要件を満たすものを配置可能であること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める技術士(総合技術監理部門 建設—建設環境に関する専門分野)、技術士(建設部門 建設環境に関する専門分野)、技術士(環境部門 環境影響評価に関する専門分野)、技術士(総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野)又は技術士(衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野)の資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が委託する以下のいずれかの業務に、管理技術者又は照査技術者として従事し完了した実績を有すること。

(ア) ごみ焼却施設に係る環境アセスメント業務

(イ) ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る施設整備基本計画策定業務及び PFI 等導入可能性調査業務

(4) 業務の担当責任技術者(環境アセスメント業務)として、以下の要件を満たすものを配置可能であること。

ア 技術士法に定める技術士(総合技術監理部門 建設—建設環境に関する専門分野)、技術士(建設部門 建設環境に関する専門分野)又は技術士(環境部門 環境影響評価に関する専門分野)の資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が委託するごみ焼却施設に係る環境アセスメント業務に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

(5) 業務の担当責任技術者(都市計画決定手続支援業務)として、2014 年度以降に地方公共団体が委託するごみ焼却施設に係る都市計画決定手続支援業務に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有するものを配置可能であること。

(6) 業務の担当責任技術者(施設整備基本計画策定業務)として、以下の要件を満たすものを配置可能であること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める技術士(総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野)又は技術士(衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野)の資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が委託するごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る施設整備基本計画策定業務に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

(7) 業務の担当責任技術者(PFI 等導入可能性調査業務)として、以下の要件を満たすものを配置可能であること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める技術士(総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野)又は技術士(衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野)の資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が委託するごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る PFI 等導入可能性調査業務に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し業務を完了した実績を有すること。

- (8) 管理技術者、照査技術者、担当責任技術者（環境アセスメント業務）及び担当責任技術者（施設整備基本計画策定業務）は、他の技術者を兼任することはできない。
- (9) 管理技術者、照査技術者及び担当責任技術者は、この要領の公告日現在において、元請会社又は協力会社との直接的な雇用関係を 6 か月以上有していること。協力会社は、プロポーザルに参加する業者又はその協力会社でないこと。
- (10) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門及び建設環境部門）がされている者であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (13) 3(11) 及び 3(12) は、協力会社についても同様とする。
- (14) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者のうち、令和 7 年度一宮市入札参加資格者名簿（建設コンサル）業種（建設環境）に登録されている者であること。
- (15) この要領の公告日から受託業者決定までの間に、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (16) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (17) 共同企業体（以下「JV」という。）でプロポーザルに参加する場合、3(1) から 3(9) までは JV として条件を満たし、3(10) から 3(16) までは JV の全ての構成員が条件を満たすこと。さらに、次の条件を満たすこと。

ア JV の構成員は、業務について当該 JV が負担する債務の履行に関し連帯して責任を負うこと。

イ JV の構成員は、単独及び他の JV の構成員としてプロポーザルに参加していないこと。

4 受託候補者選定の日程について

(1) この要領の公告日	2025 年 10 月 14 日(火曜日)
(2) 参加資格に関する質問の受付期限	2025 年 10 月 21 日(火曜日)午後 5 時必着
(3) 参加資格に関する質問の回答	2025 年 10 月 23 日(木曜日)(予定)
(4) 参加申込書の受付期限	2025 年 10 月 30 日(木曜日)午後 5 時必着
(5) 第 1 次審査の実施日	2025 年 11 月 12 日(水曜日)
(6) 第 1 次審査の結果通知	2025 年 11 月 18 日(火曜日)(予定)
(7) 仕様書に関する質問の受付期限	2025 年 11 月 25 日(火曜日)午後 5 時必着
(8) 仕様書に関する質問の回答	2025 年 11 月 27 日(木曜日)(予定)
(9) 企画提案書の受付期限	2025 年 12 月 24 日(水曜日)午後 5 時必着
(10) 第 2 次審査（プレゼン）の実施日	2026 年 1 月 30 日(金曜日)
(11) 第 2 審査の結果通知	2026 年 2 月 5 日(木曜日)(予定)

5 質問の受付及び回答について

(1) 質問の提出先

一宮市環境部施設管理課（プロポーザル選定委員会庶務担当）宛
電子メールアドレス：skanri@city.ichinomiya.lg.jp

(2) 質問の提出方法

質問用紙(様式第 9 号)をメールに添付すること。

(3) 質問に対する回答方法

ア 参加資格に関する質問の回答

一宮市ウェブサイトに掲載する。

イ 仕様書に関する質問の回答

第 1 次審査を通過した業者に、電子メールにて回答する。

6 参加申込書及び企画提案書に係る提出について

(1) 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地 環境センター
一宮市環境部施設管理課（プロポーザル選定委員会庶務担当）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出とする。

イ 郵送の場合

提出期限必着とし、郵送における事故は、提出した業者の責任とする。必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とすること。

7 参加申込書に係る提出書類について

プロポーザルに参加する業者は、2025 年 10 月 30 日（木曜日）午後 5 時までに、次の書類について、7(1)、7(5)及び 7(7)から 7(9)までの書類は 1 部、7(2)から 7(4)まで及び 7(6)の書類は正本としてフラットファイルに綴じたものを 1 部、副本としてステープル綴じしたものを 8 部提出すること。副本には企業名等業者を特定できる情報は記載しないこと。副本の電子データは CD-R 又は DVD で 1 枚提出すること。

- (1) 参加申込書（様式第 1 号。代表者印を押印すること。）
- (2) 会社概要書（様式第 2 号）
- (3) 会社業務実績書（様式第 3 号の 1、様式第 3 号の 2、様式第 3 号の 3、様式第 3 号の 4）
- (4) 配置予定技術者調書（様式第 4 号の 1、様式第 4 号の 2、様式第 4 号の 3、様式第 4 号の 4、様式第 4 号の 5、様式第 4 号の 6）
- (5) 7(3) 及び 7(4) に係る付属資料（任意様式）
- (6) 業務実施体制（様式第 5 号）
- (7) 協力会社の概要（様式第 6 号）
- (8) 誓約書（様式第 7 号。代表者印を押印すること。）
- (9) 【JV でプロポーザルに参加の場合】業務共同企業体協定書（任意様式）

8 企画提案書に係る提出書類について

第 1 次審査を通過した業者は、次のとおり書類を作成し提出すること。

(1) 企画提案書の作成上の基本事項

ア 業務における取組方法について具体的な提案を求めるものであり、業務の成果品の作成及び提出を求めるものではない。業務の計画は、契約した後、企画提案書に基づいて委託者と協議のうえ、決定する。

イ 文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合 10.5 ポイント以上の大きさとすること。

ただし、図表等に用いる文字の大きさは対象外とする。

ウ 提案は、簡潔にわかりやすく記載すること。

エ 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。

オ 提出期限後における企画提案書の差し替え又は再提出をすることはできない。

カ 企画提案書の評価は、業者名を伏せて行うため、企画提案書に企業が特定できる社名やロゴ等は記入しないこと。

(2) 企画提案書に係る留意事項

2025 年 12 月 24 日（水曜日）午後 5 時までに、8(2)アの書類は 1 部、8(2)イ及び 8(2)ウの書類は正本としてフラットファイルに綴じたものを 1 部、副本としてステープル綴じたものを 8 部提出すること。副本には企業名等業者を特定できる情報は記載しないこと。副本の電子データは CD-R 又は DVD で 1 枚提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式第 8 号。代表者印を押印すること。）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア）テーマ 1「環境アセスメント業務について」（A4 版縦向き片面 3 ページ以内で記載すること。）

- a 環境アセスメント手続に係る検討すべき項目と対応策を提案すること。また、仕様書の変更が必要な事項があれば提案すること。
- b 想定する現地調査の項目及び数量を、参考として仕様書の表 1 及び表 2 に示しているが、必要に応じて現地調査の項目及び数量に変更し、その理由について提案すること。
- c 住民等への説明に関して、分かりやすく伝えるための工夫や方策を提案すること。

（イ）テーマ 2「施設整備基本計画策定業務について」（A4 版縦向き片面 4 ページ以内で記載すること。）

- a 効率的に業務を進めるため、仕様書を参考にして、施設整備に係る検討すべき項目と対応策を提案すること。また、仕様書の変更が必要な事項があれば提案すること。
- b 建設予定地の立地条件（敷地が狭く支障物がある等）で、2034 年度内の新ごみ処理施設の供用開始目標に向けて、施設整備に係る検討すべき項目の例は、次のとおりである。

（例）

- ・施設配置・敷地造成の工事計画

- ・建設予定地にある特別高圧線、高温水配管等の埋設物の仮設計画
- ・建設予定地にある既存設備の解体検討
- ・ごみ処理施設の建設中の動線計画
- ・車庫、洗車場等の工事中の仮設計画
- ・建設予定地周辺の交通渋滞の抑制対策
- ・造成・建築費用の抑制対策

**(ウ) テーマ 3「都市計画決定手続支援業務及び PFI 等導入可能性調査業務について」
(A4 版縦向き片面 1 ページ以内で記載すること。)**

効率的に業務を進めるため、仕様書を参考にして、業務に関して提案すること。
また、仕様書の変更が必要な事項があれば提案すること。提案の例は、次のとおりである。

(例)

- ・最適な事業方式の選定方法
- ・都市計画決定手続への対応

(エ) テーマ 4「業務のスケジュール及び業務間の連携について」 (A3 版横向き片面 1 ページ以内及び A4 版縦向き片面 1 ページ以内で記載すること。)

- 業務のスケジュールは、環境アセスメント及び都市計画の各種手続の時期及び内容、施設整備基本計画策定に係る専門委員会の時期及び内容を記載すること。
- 効率的に業務を進めるため、業務のスケジュールの短縮案、業務間の連携ポイント及び業務間の連携を円滑にする方策を提案すること。

(オ) テーマ 5「事業全体のスケジュールについて」 (A3 版横向き片面 1 ページ以内で記載すること。)

- 事業全体のスケジュールは、新ごみ処理施設の供用開始までに発生する業務（循環型社会形成推進地域計画、土壌調査、測量・地質調査、敷地造成基本設計等）の時期を記載すること。
- 事業全体のスケジュールを遅延させないための工夫や方策を提案すること。

ウ 参考見積書 (A4 版任意様式。代表者印を押印すること。)

参考見積書の金額は、消費税相当額を含まない金額とし、見積金額の内訳（業務ごとの金額及び年度ごとの金額）を明示すること。

9 プロポーザルの参加の辞退について

参加申込書を提出した後に、プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 10 号。代表者印を押印すること。）を持参又は郵送にて一宮市環境部施設管理課（プロポーザル選定委員会庶務担当）へ提出すること。

10 第 1 次審査及び第 2 次審査について

提出された書類等について、一宮市が別に定める選定委員により組織された選定委員会が、次のとおり審査を行う。

(1) 第 1 次審査（参加資格に係る書類審査）

ア 審査の対象

参加申込書及び参加申込書に添付された参加資格確認書類を審査する。

イ 評価項目等

評価項目	配点	評価の視点
会社の業務実績の件数・技術士の人数	11 点	●元請会社として、業務の履行において必要な同種業務完了実績は、十分か。 ●元請会社として、業務の履行に十分な技術士数を有しているか。
配置技術者の業務実績の件数・業務経験の年数	24 点	●業務の履行において必要な同種業務完了実績は、十分か。 ●業務の履行において必要な経験年数は、十分か。
業務従事者の人数・資料のチェック体制・配置技術者の他業務の件数	15 点	●業務に従事する職員の人数は、十分か。 ●提出資料の十分なチェック体制がとられているか。 ●業務期間中に他の業務と同時進行とならないか。
合計	50 点	

ウ 審査について

- (ア) 参加資格を満たす業者が 1 社から 4 社までの場合は、当該業者全てを第 1 次審査通過者とする。
- (イ) 参加資格を満たす業者が 5 社以上の場合は、各選定委員が評価項目について評価点を付した得点の合計が上位の 4 社を第 1 次審査通過者とする。
- (ウ) 4 番目の順位の業者が同一点数で 2 社以上となった場合は、当該業者いずれも第 1 次審査通過者とする。

エ 審査結果の通知

プロポーザルに参加する業者全てに対して、第 1 次審査の結果を、電子メールにて通知する。

受託候補者選定の途中段階となるため、審査結果は公表しない。審査結果に係る質問及び異議申立ては受け付けない。

(2) 第 2 次審査(企画提案に係るプレゼンテーション審査)

ア プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 実施日時

2026 年 1 月 30 日(金曜日)(時間については、別途連絡する。)

(イ) 実施場所

一宮市環境センター内リサイクルセンター3 階会議室
(〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地)

(ウ) 実施方法

a 出席者

配置予定技術者調書(様式第 4 号の 1、様式第 4 号の 3、様式第 4 号の 5)に記載された管理技術者、担当責任技術者(環境アセスメント業務)及び担当責任技術者(施設整備基本計画策定業務)を含む計 4 名以内とすること。企業名等業者を特定できる名札等を着用しないこと。

b プレゼンテーション方法

- (a) 企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で、出席者が 30 分以内(厳守)で説明すること。企業名等業者を特定できる説明は行わないこと。
- (b) 企画提案書を使用して説明すること。ただし、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用スライドやパネルその他選定委員会が求めた補足説明用資料の使用は可能とする。

(c) 企画提案書の説明にパソコン等の機材が必要な場合は、第 2 次審査に参加する業者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、プロポーザル選定委員会庶務担当でも用意できるため、利用を希望する場合は、2026 年 1 月 22 日（木曜日）午後 5 時までにプロポーザル選定委員会庶務担当へ電子メールで連絡すること。事前にパソコンとプロジェクターとの接続確認を行うこと。

c ヒアリング方法

質疑応答は、15 分程度とする。質問に対する回答は、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で行い、企業名等業者を特定できない内容とすること。

d その他留意事項

- (a) プレゼンテーション及びヒアリングに係る当日の準備及び撤収は、審査前後約 10 分間の休憩時間内とする。
- (b) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とする。
なお、第 2 次審査の参加を辞退する業者が出た場合は、順次繰り上げて実施する。
- (c) プレゼンテーション及びヒアリングは、第 2 次審査に参加する業者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開で実施する。

イ 審査の対象

企画提案書類に記載された内容、プレゼンテーション及び質問に対する回答を審査する。

ウ 評価項目等

No	評価項目	配点	評価の視点
1	企業の業務実績・技術士数	11 点	第 1 次審査の「評価の視点」と同じ
2	配置技術者の業務実績・経験年数	24 点	
3	業務従事者の人数・資料のチェック体制・配置技術者の他業務の件数	15 点	
No1～No3 小計		50 点	

No	評価項目	配点	評価の視点
4	テーマ 1 環境アセスメント業務について	25 点	●業務実施にあたり検討すべき項目は、適切に把握されているか。 ●提案された対応策は、適切かつ実現可能か。 ●提案された現地調査の項目及び数量の理由は、適切か。 ●住民等への説明に関して、分かりやすく伝える工夫や方策は、適切か。
5	テーマ 2 施設整備基本計画策定業務について	25 点	●建設予定地の立地条件（敷地が狭く支障物がある等）で、2034 年度内での新ごみ処理施設の供用開始目標に向けて、検討すべき項目は、適切に把握されているか。 ●提案された対応策は、適切かつ実現可能か。
6	テーマ 3 都市計画決定手続支援業務及び PFI 等導入可能性調査業務について	10 点	●業務の提案は、適切かつ実現可能か。 ●都市計画や PFI に関する知識は、十分か。
7	テーマ 4 業務のスケジュール及び業務間の連携について	25 点	●業務のスケジュール及びスケジュールの短縮案は、適切かつ実現可能か。 ●業務間の連携ポイントは、適切に把握されているか。 ●業務間の連携を円滑にする方策は、適切かつ実現可能か。

No	評価項目	配点	評価の視点
8	テーマ 5 事業全体のスケジュールについて	10 点	●新ごみ処理施設の供用開始までに発生する業務に係る事業全体のスケジュールは、適切かつ実現可能か。 ●事業全体のスケジュールを遅延させないための工夫や方策は、適切か。 ●交付金に関する知識は、十分か。
No4～No8 小計		95 点	

No	評価項目	配点	評価の視点
9	業務の参考見積金額と契約金額の上限金額との差額について	20 点	●参考見積金額は、適切か。
No1～No9 合計		165 点	

エ 審査について

(ア) 出席委員の過半数以上の採点が 165 点満点中 90 点以上のプロポーザル参加業者のうち、各選定委員が評価項目について評価点を付した得点の合計が最上位の業者を最優秀提案者に、得点の合計が次順位の業者を優秀提案者に選定する。

(イ) 得点の合計が最上位の業者が複数の場合は、各選定委員が 10(2)ウの評価項目 No4 から No8 までの評価項目について評価点を付した得点の合計が最も高い業者を最優秀提案者として選定する。同点だった場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者に選定する。

(ウ) 第 2 次審査に参加する業者が 1 者の場合でも、選定委員会の審査の結果、提案内容が優秀と認められた場合は、当該者を最優秀提案者として選定する。

オ 審査結果の通知

第 2 次審査に参加した業者に対して、プロポーザル審査結果通知書(様式第 11 号)により通知する。

一宮市ウェブサイト以最優秀提案者及び次点提案者の業者名を公表する。審査結果に係る質問及び異議申立ては受け付けない。

(3) 業者が失格となる場合について

プロポーザルに参加する業者が次のアからカまでの事項のいずれかに該当すると一宮市が判断した場合は、失格とする。ただし、一宮市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

ア 参加資格がないと認められた場合

イ 指定する期限内に書類を提出しなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合

オ 提出された参考見積書の見積金額が契約金額の上限金額を超えている場合

カ この要領を遵守しない場合

11 受託候補者の決定について

一宮市は、最優秀提案者を受託候補者として決定する。

受託候補者と協議が整わない場合は、次点提案者を受託候補者に繰り上げるものとする。

12 契約手続について

受託候補者に決定した業者と契約金額等の契約条件について、企画提案書の内容を基本として協議のうえ、随意契約の手続により業務委託契約を締結する。

13 その他

- (1) 提出された書類は、プロポーザルの終了後も返却しない。
- (2) プロポーザルに必要な経費（企画提案書の作成経費や旅費等）は、プロポーザルに参加する業者の負担とする。
- (3) 業務の遂行に際し、提出書類に記載された管理技術者、照査技術者及び担当責任技術者の変更は、認めない。ただし、一宮市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) 一宮市と契約を締結した業者が提出した企画提案書及び参考見積書は、公開の対象とする。他の業者の企画提案書及び参考見積書は、非公開とする。ただし、一宮市情報公

開条例(平成 12 年条例第 33 号)その他法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

- (5) 提出された書類は、プロポーザルの手続の実施にあたり、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) プロポーザルに参加する業者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。